



消防法改正の動き

## 危険物別表を検討

消防審議会

消防審議会（自治大臣諮問機関）では、消防法別表、危険物の分類、数量指定について検討、今年中に自治大臣に答申すべく審議している。

現行法別表は、昭和34年政令施行時改正されたもので、その基本は昭和23年の消防法公布時と大差なく、その後化学工業の進歩に伴う危険物の市場分布の変革や、その本質危険性からみて分類方法に適正を欠くむきもあり、今回の改正への動きとなつたものである。

審議の段階として、まず万国的な分類基準、すなわち国連の規制基準を検討し、その長所をとりあげて、日本の国状にあった、バランスのとれた危険物の分類及び数量の指定を考えるもので、本年中にまとめる計画で作業が進められている。

結論がでると自治大臣に答申、消防庁事務当局で検討し、その結果法改正へもってゆくもので、現在のところでは、8乃至10分類に分類数が増加されるような気配にある。

### 危険物の消火設備基準は近く改正

尙別途に、事務当局では危険物規則の政令、規則の消火設備基準改正を急いでいる。

### 目 次

法別表を検討	1
主任者試験	1
府下危険物施設の現況	2
建基法の用途地域制限	3
避雷設備	4
事故例	6
質疑応答欄	7
各地のたより	8

第149号

発行所 大阪府危険物品協会連合会  
発行人 田宮 周策  
大阪市西区西長堀北通1丁目  
四つ橋ビル8階  
TEL (531) 9717, 5910  
定価 1部 20円

受験者4,480名

大阪府、5月29日に主任者試験実施

大阪府では、本年度第1回危険物取扱主任者試験を、5月29日(日)実施するが、5月16、17、18日の3日間受付た願書数は、4,480名で、その内、科目免除をうけるものは109名である。

今回は初めての試みとして、四類試験を午前、午後の2回に分けて行う。試験場は天六の関大、布施の商大の2会場である。

合格発表は6月6日で、合格者本人には、郵便で通知され、指定日に免状交付申請、免状交付が行われる。

各種別受験者数は、次のとおりである。

(類別)	(受験者数)
第1類	101名
第2類	66名
第3類	83名
第4類	4,266名
第5類	67名
第6類	264名

以上の内には2種類以上の兼類受験者数もあるので、実受験者数は上表より下回り4,480名である。その内訳は、

第4類のみ受験者	4,087名
他の類の単類受験者	106名
2種類以上の受験者	178名
科目免除の受験者	109名
実受験者	4,480名

次は7月下旬頃

大阪府における次回主任者試験は、7月下旬の予定で、実施種目は甲種及び乙種第四類が行われるものと予想される。尚6月中、下旬に告示される予定。

科目免除……昨年の法改正により、受験しようとする類以外の危険物取扱主任者免状の交付を受けている者（例えば、前回に乙種四類を受験して合格、免状の交付を受け、今回乙種六類を受けようとする場合）は、基礎物理、基礎化学及び関係法令の二科目が免除される。

大阪府下における危険物施設の現況

## 大阪東北部に施設急増

近年における産業界の飛躍的な発展に伴い危険物を取り扱う化学工場などについては、増設拡充に加えて、都市形態等により重工業都市に集中化しつつある。

39年3月末現在の危険物施設数を全国的にみましても、

東京都16,124、大阪府15,596、神奈川県13,638、愛知県10,261、兵庫県9,309、となっているが、製造所のみについては、大阪府は全国のトップ(662)で2位(290)神奈川県を大きくリードしている。このように、全国的な分布を見ますと、海上輸送の便利な良港を有する工業都市に集中する傾向にあります。

大阪府下における危険物施設数では、昭和41年3月末日現在で16,606施設、毎年約900施設が増設されている。

今、昭和36年から41年の間に増設された府下の危険物施設数は4,627(39%)施設で、その分布状況を地域別にみると別表のとおりで、大阪市内、泉南、泉北、南河内、豊能地区にあっては急速な発展は見ないが、中河内、北河内、三島地方においては非常な発展をきたし、特に京阪国道(1号線)沿線の枚方、寝屋川方面ではこの5年間に2.68倍も増加しており、これは道路事情の発展、工場の誘致等により、旧市街地における危険物施設の増改築の困難性と、災害防止に関する自覚に基づいて、環境の良い北河内、三島地区にどんどん進出したものと考へられる。

又、石油化学工場、油槽所等、規模の大きい危険物施設の分布状況については、海上輸送の利便を考へて、大阪湾に面する河口(安治川方面)及び泉北臨海工業地区に集中されている。

このように、府下においては、年々急速に危険物施設が増加することに鑑み、大阪府においては、危険物災害対策連絡協議会を設置し、広域的産業災害対策を確立し、危険物に起因する災害を未然に防止し、府民生活の安全を確保するために、各在阪関係機関、及び各消防機関との連絡協

調に基づき、総合的に、かつ効果的な危険物災害対策を推進されている。

なお、消防機関では広域相互応援体制を整備し、消防力の近代化をはかり、消防体制に万全を期している。

市町村別危険物製造所等比較表

3月末現在

	S 36年	S 41年	増加	増加率%	倍以上
府下総数	11,979	16,606	4,627	38.8	
大阪市	7,645	9,535	1,890	29	
堺市(高石町)	922	1,452	530	57	
岸和田市	210	280	70	33	
貝塚市	173	208	35	21	
泉南町	39	63	34	87	
布施市	661	508	-153	-23	
八尾市	169	372	203	120	
河内市	83	156	73	88	
枚岡市	93	133	40	43	
守口市(門真市)	227	445	218	96	
大東市	73	155	82	112	※
高槻市	188	383	195	104	※
茨木市	181	394	213	118	※
枚方市	180	662	482	268	※
寝屋川市	54	128	74	137	※
三島郡	14	31	17	121	※
島本町	217	358	141	65	
吹田市	156	279	123	79	
池田市	99	137	38	38	
柏羽美市	145	250	105	73	
河内市	38	62	24	63	

※印は倍以上を示す

## 消防ポンプから家庭用消火器まで! 消防機器の総合メーカー



保険付  
家庭用万能消火器ピーナス



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33  
TEL (751) 1351  
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

## 建築基準法に基づく用途地域制限について

## 住居地域でも5倍以下は公聴会不要

危険物の貯蔵及び処理の規制は消防法を初め、建築基準法、火薬取締法、高圧ガス取締法等により、それぞれ危険物の貯蔵量及び処理量に応じ、構造上の制限が定められているが建築基準法には、このほか、一定の数量（同法施行令）をこえる危険物の貯蔵及び処理に供する建築物は工業地域以外には建築できない制限（用途地域制限）がある。一般に用途地域制限の概要は知られているが、その細部については必ずしも詳しくないと思われる。本稿は、この点について雑稿をさけ、表にまとめてることとした。

## 1) 用途地域の種別

用途地域は建設大臣が都市計画区域内において次表、基本地域を、住居及び工業地域には専用地区を、基本地域内に特別用途地区を、それぞれ指定することができるところになっている。大阪は現在、専用地区及び特別用途地区は未指定である。

(基本地域)	(専用地区)	(特別用途地区)
住居地域	住居専用地区	特別工業地区
		文教地区
商業地域		小売店舗地区
		事務所地区
業準工地域		厚生地区
		娯楽地区
工業地域	工業専用地区	観光地区

## 2) 建築基準法上の許可申請手続（建築基準法第49条）

危険物の貯蔵及び処理に供する建築物は原則として工業地域外には建築できないが、住居の安寧、商業の利便を害するおそれのないもの、安全、防火上の危険及び衛生上の有害度の低いもの、公益上やむを得ないもの等は、ただし書により許可されることになっている。その手続経路は次表のごとくなる。



## 3) 建築基準法上用途地域制限を受けない限度

用途地域制限を受ける危険物の貯蔵量及び処理量は政令で定められているが、その限度は次表のとおりである。従って、この数量をこえるものは許可の対象となり、この数量以下は許可の対象外となる。

種 別	地 域 别			建築基準法による許可を要しない数量
	住居地域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	
塩素酸塩類	50kg以下	100kg以下	1,000kg以下	
過塩素酸塩類	50 "	100 "	1,000 "	
硝酸塩類	10,000 "	20,000 "	200,000 "	
黄 煙	20 "	40 "	400 "	
赤 煙	500 "	1,000 "	10,000 "	
硫 化 煙	500 "	1,000 "	10,000 "	
金属カリウム	5 "	10 "	100 "	
金属ナトリウム	5 "	10 "	100 "	
マグネシウム	5,000 "	10,000 "	100,000 "	
過酸化水素水	50 "	100 "	1,000 "	
過酸化カリ	50 "	100 "	1,000 "	
過酸化ソーダ	50 "	100 "	1,000 "	
過酸化パリウム	50 "	1,000 "	100 "	
二硫化炭素	50ℓ "	100ℓ "	1,000ℓ "	
メタノール	200 "	400 "	4,000 "	
アルコール	200 "	400 "	4,000 "	
エーテル	50 "	100 "	1,000 "	
アセトン	100 "	200 "	2,000 "	
酢酸エステル	200 "	400 "	4,000 "	
ニトロセルローズ	10kg "	20kg "	200kg "	
ベンゾール	100ℓ "	200ℓ "	2,000ℓ "	
トルオール	100 "	200 "	2,000 "	
キシロール	500 "	1,000 "	10,000 "	
ピクリン酸	200kg "	400kg "	4,000kg "	
テレピン油	500ℓ "	1,000ℓ "	10,000ℓ "	
第一石油類	500 "	1,000 "	5,000 "	
第二石油類	2,500 "	5,000 "	25,000 "	
第三石油類	10万 "	20万 "	100万 "	
マツチ	15マツチ	30マツチ	150マツチ	
セルロイド	75kg "	150kg "	750kg "	
圧縮ガス	350m³ "	700m³ "	3,500m³ "	
液化ガス	3,500kg "	7,000kg "	35,000kg "	
可燃性ガス	35m³ "	70m³ "	350m³ "	
カーバイド	1,500kg "	3,000kg "	15,000kg "	

- 註 1. 第1石油類で50,000ℓ以下の地下貯蔵そうは除く  
 2. 第2、3石油類の地下貯蔵そうは除く。  
 3. マツチトンとは木箱(40.5cm×64.5cm×49.5cm)  
 3個に納めた容量をいう。

~~~危険物施設~~~

# 避雷設備

J. I. S.

今年もまた雷のシーズンがやってきましたが、落雷しやすい高層建築物や、落雷によって爆発、発火しやすい危険物施設、火薬類施設には、有効な避雷設備を設けるよう法令で定められています。

建築基準法によると、高さ20m以上の建築物、工作物に消防法によると、指定数量の10倍以上を貯蔵取扱う施設（製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、一般取扱所）に設置しなければならない。

施工方法については、日本工業規格（JIS-A-4201避雷針）で定められ、これによらなければならない。そこでこれを要約し、避雷設備設置、保守管理の指針としたい。

## 避雷設備の概要

避雷設備は、一般に避雷針、避雷導線、接地電極より構成され、油タンクについては二条以上のアースのみに簡略化することもできる。

避雷針の保護角は一般建築物の場合は $60^{\circ}$ で、危険物施設の場合には $45^{\circ}$ とされている。すなわち突針を頂点とし、錐線との角が $45^{\circ}$ の円錐の内部がその避雷針の保護角ということになる。

避雷針の総合接地抵抗は $2\Omega$ 以下とし、引下導線の単独接地抵抗は $10\Omega$ 以下とする。

## A 突針部（避雷針）

- (1) 突針部は直径12mm以上の銅棒を使用する。
- (2) 突針部は導線により接地電極に接続する。
- (3) 突針支持金物として鉄管を用いる場合は、導線は管内を通してはならない。

## “大阪の消防”撮影会

近代化された大阪市の新鋭消防機械の参加を得て消防撮影会が催されます。多数御参加下さい。

とき 41.6.5 10.00～15.00

ところ 桜宮公園（大阪・東野田）

スノーケル車、重化学車、排煙車、梯子車など参加

## B 避雷導線

- (1) 引下導線は二条以上とする。ただし水平投影面積の小さいもの（煙突や支柱等）については一条で差支えない。
- (2) 導線の材料は銅単線、銅より線、平角銅線又は銅管とする。ただし断面積は $30\text{mm}^2$ 以上とする。
- (3) 導線は銅又は黄銅の止め金具、又は硝子（パイント線は導線と同じ材質とする）等を使用して適当な間隔で堅固に被保護物に取り付ける。
- (4) 導線は長さが最も短くなるようにし、わん曲する場合は、曲率半径 $20\text{cm}$ 以上とする。
- (5) 導線が地中に入る場合は、硬質塩化ビニール管又は非磁性金属管を使用し、地上 $2.5\text{m}$ 以上から地下 $0.3\text{m}$ まで機械的に保護する。

## C 接地電極

- (1) 接地電極は、各引下導線に1個以上接続する。
- (2) 接地電極は、厚さ $1.4\text{mm}$ 以上、面積 $0.35\text{m}^2$ （片面）以上の銅板、又はこれと同等以上の接地効果のある棒状、管状、帶状、又はウズ巻状の金属体を使用する。ただしアルミニウム及びその合金、その他これに類する腐蝕しやすいものは使用してはならない。
- (3) 接地電極は常水面下に埋設する。ただし常水面が $3\text{m}$ より深い場合、接地電極の下端で $3\text{m}$ に達するよう埋設する。
- (4) 大地の固有抵抗の高い山地、砂地などにおいて所定の抵抗値にできない場合は、引下導線一条ごとに長さ $m$ 以上で、避雷針と同等以上の断面積のある銅線を四条以上被保護物から放射状に地下 $50\text{cm}$ 以上の深土に埋設し、接地電柱にかえることができる。

## 油タンクなどの簡略化

屋外タンクについては、厚さ $3.2\text{mm}$ 以上の金属板で構成され、密閉されたものであれば、2カ所以上を $30\text{mm}^2$ 以上の導線で接地電極に接続すると、突針部を省略して差支えない。

## 試験

避雷針が設置されていても接地電極の断絶、接地抵抗の

最古の歴史

最高の技術

安心できる製品

**大岩避雷針製作所**

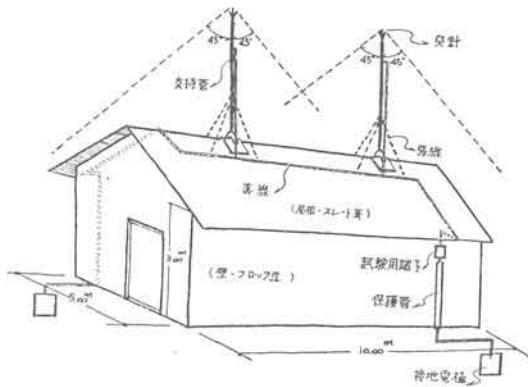
大阪市西区立売堀上通2ノ61

TEL 大阪(531) 6237 (541) 6877

上昇、避雷導線の損傷または断線、突針部と避雷導線との接続不良を生じている場合はかえって被害を受けることがあるので、雷雨季前に所定の規格に適合しているか否かを厳密に検査しなければならない。接地抵抗は普通コールラウシブリッジのような測定器を使用して測定する。

#### 避雷針工事設置例

今、間口10m、奥行5m、軒高3mのコンクリートブロック造り、平家建スレート葺き、危険物倉庫に避雷設備を設ける場合の一施工例は次図の通りである。



又、施工について、参考までに工事費の見積りを某製作所に依頼したところ、次のような標準見積額が提出された。(41年5月現在) なお施工法として、突針部を1本とする方法もある。

工事費、総額 ¥117,600-

(ただし、中丸型鉛金焼付突針を2本使用し、施工地は大阪市内とする)

なお関西地区の設備業者としては、大岩避雷針製作所、溝岡避雷針工業所、日本避雷針(株)をお奨めする。

#### 危険物災害対策連絡協議会幹事会

とき 41.5.26 ところ 大阪府職員会館

大阪府危災対協議会第6回幹事会が開かれた。

▷危険物施設の拡張の現況把握のため、総合的パトロールを実施する。その方法については、分科会で検討する分科会メンバーは、府民生部、建築部、商工部、大阪市消防局、建築局、府下消防長会、府警保安課、通産局工業課、近畿海運局、大阪陸運局。

▷さきに実施された災対協議会初の運搬取締り結果は下表のとおりであった。

#### 陸上取締り結果 (S.41.2.28実施)

##### 移動タンク (タンクローリー)

|        | 総数  | 大阪  | 堺  | 豊中 | 茨木 |
|--------|-----|-----|----|----|----|
| 検査台数   | 463 | 395 | 41 | 3  | 24 |
| 不良台数   | 123 | 79  | 20 | 3  | 21 |
| 不良件数   | 193 | 124 | 48 | 2  | 19 |
| 許可外運搬  | 24  | 18  | 4  | 0  | 2  |
| 消火設備なし | 5   | 5   | 0  | 0  | 0  |
| 〃 不良   | 38  | 24  | 13 | 1  | 0  |
| 安全装置不良 | 18  | 2   | 16 | 0  | 0  |
| 接地装置なし | 2   | 2   | 0  | 0  | 0  |
| 〃 不良   | 15  | 13  | 1  | 0  | 1  |
| 標識なし   | 6   | 4   | 2  | 0  | 0  |
| 〃 不良   | 25  | 15  | 1  | 1  | 8  |
| 掲示なし   | 1   | 1   | 0  | 0  | 0  |
| 結合金具なし | 4   | 4   | 0  | 0  | 0  |
| 〃 不良   | 6   | 5   | 0  | 0  | 1  |

##### 危険物積載一般車両

|       |     |     |   |   |   |
|-------|-----|-----|---|---|---|
| 検査台数  | 110 | 105 | 0 | 0 | 5 |
| 不良台数  | 62  | 58  | 0 | 0 | 4 |
| 不良件数  | 70  | 65  | 0 | 0 | 5 |
| 消火器不良 | 24  | 22  | 0 | 0 | 2 |

##### 高圧ガスローリー

|      |    |    |    |   |   |
|------|----|----|----|---|---|
| 検査台数 | 35 | 15 | 10 | 1 | 9 |
| 不良台数 | 21 | 11 | 3  | 1 | 6 |
| 不良件数 | 24 | 11 | 3  | 1 | 9 |

## 一流メーカー品ばかりそろう

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電 (351) 9651  
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電 (971) 5636  
堺営業所 堺市大浜北町2-62 電 (2) 3562  
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電 (461) 3163



真弓興業株式会社

あ の 事 故 は ..... こ う だ つ た

### ローリーより重油2000ℓ流出

新米のローリー運転手が、配達先で不注意により重油2000ℓを流出させたが、幸い火事にはならなかった。

4月14日の夕方のこと、堺市のR温泉で、大阪より重油を運搬し、1900ℓの小量タンクにホースで注入した。運転手T君は1月に入社した新米さんでタンク容量などの勝手がわからない。温泉側も新しく雇われた女の人が注油に立合った経験もない。2000ℓ位入るから入れて下さいとのことで、T君どう感違いたか4000ℓ分のバルブを開放して作業の終了を待った。

ボイラー室より『油が流れている』という声に驚いて見たところ、1900ℓタンクに満パイになった重油が約2000ℓも、路地に流れ出していた。

幸いにも引火しなかったのでことなきを得たが、ローリー乗務員も、受入側の容器を確認すること位の配慮がのぞましい。

### ローリー洗滌中に引火

4月20日夕刻、大阪市浪速区K運送会社ガレージで、ローリーを洗滌して排気中に引火、小爆発を起した。負傷者もなく、損害も軽微であった。

第1石油類の許可をうけた移動タンクで、トルオール(第1石油)を運搬し、翌日ベンゾール(第1石油)を積むためタンク内を水で洗滌した。

4室のマンホールを開けて十分水洗(トルオールは水に溶けない)した後、タンク下部の送油口に送風機を取り付け、スイッチを入れた瞬間、ドカンという音とともにマンホールより炎を上げた。送油口附近の附着油は泡消火器で簡単に消したので大事にはならなかった。

水洗によって、トルオール蒸気も全部排出できたと判断

したのが間違いで、残存蒸気が送風機の電気火花で引火したものと見られている。

### (石油)販売取扱所で出火

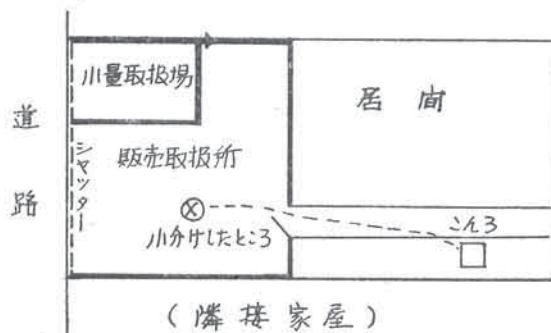
#### ガリリン、コンロ火で引火

4月25日夜7時、大阪市生野区石油販売業S商店で、混合油をこぼし、これが台所のコンロで引火した。耐火構造であったため油少々とダンボール箱を焼いただけすぎんだが、主人と奥さんは約1カ月の火傷をうけた。

同店は、木造二階建36m<sup>2</sup>の階下に、コンクリートブロック造り10m<sup>2</sup>の販売取扱所と2m<sup>2</sup>の小量取扱場を設置し、石油販売店を営業、いづれは給油所を建設しようとしていた

主人S氏が、20ℓ立混合油を別容器に入れ替えていたところ誤ってひっくり返し、すぐ裏の炊事場にいた奥さんを呼んでいた。当時店舗と炊事場の防火戸は開ければなしで、防火戸より約4m離れたところにコンロが置かれ燃焼中であった。次の瞬間パーンと引火し、混合油やダンボール箱に引火した。主人は延焼を防ぐため前面の防火シャッターを降すのが精一ぱい。消防車の噴霧消火で鎮火した。

泡消火器2本と粉末消火器1本は使用されないまま残っていた。



(隣接家屋)

株式会社  
スタンダード石油大阪発売所

ESSO

取締役社長 松村喜美  
本社 大阪市西区柳4丁目70番地  
TEL (443)-1271(代表)  
桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8  
TEL (461)-7186  
L.P.G.長柄充填工場 大阪市大淀区長柄東通93-39  
TEL (928)5788 (351)1752-5044

| 【サービスステーション・電話】 |          |         |          |    |      |          |    |          |     |          |    |
|-----------------|----------|---------|----------|----|------|----------|----|----------|-----|----------|----|
| 道頓堀             | (27)5747 | 南堀江     | (31)6325 | 豊中 | 本町   | (52)1677 | 蒲生 | (38)4893 | 千里  | (34)4220 |    |
| 松島              | (53)3097 | 三       | (30)1290 | 生國 |      | (71)4622 | 新玉 | (30)3455 | 粉川町 |          |    |
| 空心町             | (22)3988 |         | (38)8150 | 駒  |      | (43)1270 | 町  | (30)1765 |     |          |    |
| 帝塚山             | (22)6070 | 小阪      | (21)6849 | 西替 | 町    | (40)2706 | 王田 | (30)0084 | 老井  | (30)6890 | 箕面 |
| 長居              | (30)9225 | 豊中セントラル | (53)2595 | 高井 |      |          |    |          |     |          |    |
|                 |          | 給油所     |          | 他  | 53カ所 |          |    |          |     |          |    |

## 質疑應答欄

### 給油取扱所の防火壁の高さ

〔問〕給油取扱所の設備基準（政令第17条第13号）の中に防火へいの規定がありますが、\*給油所に接近して延焼のおそれある建築物があるときは、へいの高さを防火上安全な高さとしなければならない。とあるのはどういう意味でしょうか。又、\*延焼のおそれのある建築物、\*防火上安全な高さの具体的な基準を教示願いたい。

〔答〕給油取扱所の敷地境界線に隣接して建築物がある場合、敷地境界線に設ける防火扉を隣接家屋に延焼しないような高さにしなさいということです。勿論隣接家屋が耐火構造等の延焼のおそれない構造であれば2mでもよい。

その高さの具体例は、計量機と防火扉、隣接家屋を連ねる延焼曲線で計算できるが、大阪市では次の基準をもうけている。

へいの高さは、隣接建築物の軒高以上にすること。

延焼のおそれある建築物とは、境界線から1階にあっては3m以下、2階以上では5m以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし巾4m以上の道路を隔てたものはこの限りでない。

又、隣接家屋の延焼のおそれある部分を不燃材料でおおい、開口部には防火戸（不燃材料で覆った戸）を設けたときは、延焼のおそれがないとみなしている。

## タンクの弁にマレブルバルブ

〔問〕政令第11条第11号によりますと、屋外タンクの弁は、「鋳鋼」でつくるよう規定されていますが、「鋳鋼」製では非常に高くつきますので、「鋳鉄」ではいけないでしょうか。あるいはなにかいいものがあれば教えていただきたい。

〔答〕 弁の材質からおよその分類をすると次のようになります。

|     |       |             |                      |
|-----|-------|-------------|----------------------|
| 高圧用 | 鍛造弁   | S. F.       |                      |
| 中圧用 | 鋳鋼弁   | S. C.       | 39kg/cm <sup>2</sup> |
|     | マレブル弁 | F. C. M. B. | 20kg/cm <sup>2</sup> |
| 低圧用 | 鋳鉄弁   | F. C.       | 16kg/cm <sup>2</sup> |

法令では中圧用の鋳鋼弁以上を使用するように規制されていますが、数年前マレブルが開発され  $20\text{kg}/\text{cm}^2$  の弁として市販され、これが J I S—G 5702 黒心可鍛鉄品の第3種、第4種に適合する材料でつくられた弁として、消防庁よりみとめられました。

政令第11条第11号の弁としてこのマレブルバルブを使用して差支えないということです。

なお、値段は、3吋バルブについてみると、F.Cを10とすればマレブルは17位、S.Cは20~25位ということになり、そう高くつくものではありません。メーカーは日立金属で、バルブ販売店で発売しています。

## 発電所 変電所の取扱いは

〔問〕 発電所や変電所に設置されている変圧器機類の油類は、危険物法令の対象となるのでしょうか。

〔答〕 変電所のトランク等に収納されている油類も、本質危険は変わらないとのことで、その数量に応じて、一般取扱所又は小量危険物取扱場として、危険物規制の対象としていた。ところが、その後これらの器械類の危険物の取扱い実情やその他の理由により40年9月10日付で、消防庁予防課長名をもって都道府県宛、次のような主旨の通達が出され、質問の施設は対象外となった。

「発電所、変電所、その他これらに準ずる場所に設置される危険物収納機器のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規則の対象としないものとする。」

各市町村消防機関では、この運用基準に基き、以降危険物としての法令対象とはしていない。

又、既に法令の適用をうけていた該当施設については、市町村より廃止の事務手続きがとられた。

あらゆる消防設備・設計・施工

### 畜用式救助袋

### 三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の  
消火器

ケミカルホーススム  
炭酸ガスム  
エアホースム  
消火装置

ヤマモト式ケミカル代理店  
近畿地区  
理販部  
資本社  
大阪市西区江戸堀北通二丁目八  
TEL 大阪 (43) 一四五五六一九

大阪府連合会では、主任者試験の準備講習 大阪府を、大阪府民生部、大阪市消防局後援、大阪市、貝塚市、茨木市、高槻市各協会の協力で、延9回行った。

又、5月23日、24日の両日、受講者の内の希望者に、模擬テストを実施したが、なかなか好評であった。

主任者にバッジ 大阪市消防局指導課で 大阪市は、危険物取扱主任者の保安責任の確立と 責任者としての所在を明確化するため、作業中バッジをつけさせようと、図案その他について検討している。

**大阪消防人事** 消防局ではこのほど各署に副署長制を実施、次席を副署長に任命した。これに伴う幹部の異動は次のとおり。

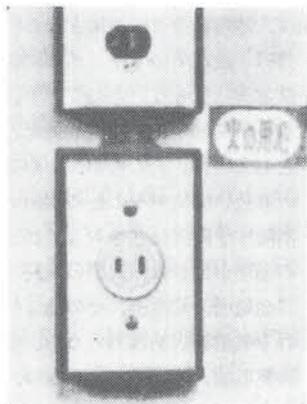
天王寺副署長 喜岡政義(学校)・東成副署長 川本歳雄(生野)・生野副署長 西平守政(東成)・城東副署長 浦上儀一郎(東住吉)・東住吉副署長 今西義昌(天王寺)

#### 火の用心ステッカー

大阪市城東消防署では、無火災運動の一端として「火の用心」のステッカーを6万枚作製、署員が常に携帯して、立入検査のときは勿論、あらゆる機会を利用して、乾燥炉や、電気の差込み、コンロ、風呂場の附近等に貼付けている。

同署は、従前よりチョッとしたアイデアを生かし、いろいろの警告方法を使用して効果をあげている。ちなみに、城東区の火災件数を4月16日現在でみると、昨年の38件に対し、今年は15件である。

**大阪市の協会長に秦順治氏** 大阪市協会では、会長改選期に当り、役員会で人選中、このほど田辺製薬KK大阪工



場工場長秦氏を推選、5月28日役員会で正式に決定した。

尚副会長は、岩谷産業㈱取締役大田竜藏氏、㈱スタンダード石油大阪発売所取締役社長松村喜美氏が留任。

貝塚市協会では、5月18日午後、産業会館 貝塚市で本年度総会を開催。化学車による油火災 消火実験を見学。

吹田市協会の総会は、5月13日、バスを駆ってびわ湖畔に、石山国鉄寮で開催。懇親会もかねて夕刻5時帰郷した。

枚方市協会の総会及び懇親会は、6月10日 枚方市有馬温泉で開催の予定。尚参加者を下受付中で、当日はバスで9時半出発する。

#### 編集後記

▷今月号も準備講習や模擬テストのため、発行日が遅れ申し訳けありません。



その上、内容的にも御期待に副い兼ねるもので恐縮しています。

△今回の講習は運送業界の熱望にこたえ、講師各位にも大変御迷惑をかけましたが、日曜日コースを設けました。又、夜間講習も実施しましたが、どうも夜間講習は集合時間、受講態度に熱心さが欠けているようにみられるが、関係者の猛省を望みたい。

△衛生都市会員の皆様、もっと積極的に御意見をお寄せ下さい。皆様の会報を、皆様のためになりますように。

△編集部でも6月からは各協会をお尋ねし、生の声をお聞きしたいと思います。その節はどうぞよろしく。

#### 会員各位へ

消防法や危険物関係法規についての解釈上の問題、危険物保安についての技術上のこと、その他関連事項で御不審の点がありましたら、どしどしお問合せ下さい。できる限り、誌上を通じお返事いたします。

大阪府危険物品協会連合会



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました!

ヤマト消防工業株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尼崎・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山